

建築士事務所登録申請手続き等についての注意事項

建築士事務所登録等の手続き窓口は、平成21年(2009年)4月1日から「新潟県指定登録機関」である一般社団法人新潟県建築士事務所協会(以下「協会」)で行っています。

- ・新規または更新の登録申請は、添付書類も含めて正副2部作成してください。
- ・登録有効期間は登録日から5年間です。
- ・「登録有効期間」については、申請書下欄に協会が記載しますので記入しないでください。
- ・有効期限満了の30日前までに更新の手続きをしてください。なお、事前に概ね2ヶ月前に更新手続きのご案内をします。
- ・登録処理を終了した申請書副本は郵送でお返しします。

1 第五号書式 登録申請書 (第一面)

- ・法人格を有するものは、必ず法人登録してください。
- ・正本、副本の表示は、申請書左上の正副から○で選択してください。
- ・建築士事務所の種別(一級、二級、木造)を○で選択してください。
- ・※印のある欄は記載しないでください。

(1) 申請年月日

- ・申請時の年月日を記載してください。

(2) 登録申請者氏名

- ・登録申請者の氏名を記載し、印鑑を押印してください。
(ただし、個人登録、法人登録を問わず氏名を自著(サイン)した場合は、押印を省略できます。)
なお、**法人の場合**、役員全員を登録申請者とみなし、その会社の代表者が役員の代表として、登録を申請します。登録申請者氏名には、法人の名称、法人を代表する者の役職及び氏名を記載し、法人の印鑑(会社の設立登記の際、法務局に届け出た印鑑)を押印してください。
- ・法人を代表する者とは、商法で規定された代表権又は業務を執行する権利を有する者のことです。
- ・業務を執行する権利を有する者とは、株式会社(取締役会設置会社を除く)の取締役、商法第70条の規定により合名会社又は合資会社の業務を執行する権利を有し義務を負う社員等のことです。

(3) 建築士事務所の名称、所在地

- ・建築士事務所名称には「ふりがな」を必ず付してください。
- ・住所の他、郵便番号、電話・FAX番号を必ず記載してください。

(4) 建築士事務所を管理する建築士

- ・管理建築士講習を受講した終了日及び修了証番号を必ず記載してください。

(5) 現登録年月日及び登録番号

- ・更新の場合は、現在の登録年月日と登録番号を必ず記載してください。

(6) 新規、更新

- ・どちらかをレ印又は■を入れてください。

2 第五号書式 登録申請書 (第二面)

- ・登録時に所属する建築士全員を記載してください。(ここでは「管理建築士」の表示は不要です。)
- ・級別等の人数を記載してください。
- ・1頁を超える人数の場合は、右下の有の口をレ又は■にして、追加記載した別紙を添付してください。

3 第五号書式 登録申請書 (第三面)

- ・法人の場合、役員全員を記載してください。ただし監査役は除いてください。
- ・1頁を超える人数の場合は、右下の有の口をレ又は■にして、追加記載した別紙を添付してください。
 - ①法人の役員全員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいう)の役名、氏名及び生年月日を記載してください。
 - ②業務を執行する社員とは、合名会社又は合資会社の業務を執行する権利を有し義務を負う社員のことです。

③取締役に準ずる者とは、株式会社の代理権を有する支配人、又は公益法人・協同組合の理事等のことです。

4 第六号書式 添付書類(イ)～(ハ)等

(1) 第六号書式 業務概要書 (イ)

- ・新規登録の場合は記載しないでください。(無記入のまま添付してください。)
- ・更新の場合は、更新直前までの登録有効期間内(5年間)の業務実績を記載してください。
なお、件数が多く1頁を超える場合は、主要な物件を記載し1頁以内にまとめてください。
- ・業務概要書の「期間」の記載は、始期、終期ともに年月日まで記載してください。
なお、完了していないものは「継続中」または「〇年〇月〇日完了予定」としてください。
また、「管理業務」は対象外です。記載の際は「監理」に注意してください。

(2) 第六号書式 略歴書 (ロ)及び(ロ)の2

- ・登録申請者が管理建築士を兼ねている場合は、管理建築士の略歴書(ロ)の2を省略できます。
(登録申請者の略歴書の方を省略することはできません。)
- ・登録申請者が法人の場合、代表者個人の略歴を記載し、印欄には代表者の個人印を押印してください。
- ・個人、法人にかかわらず自署(サイン)の場合は、押印を省略することができます。
- ・「学歴」欄には、最終の年、月、日を記載してください。
- ・「職歴」欄について
 - ① 学校卒業から現在まで、空さなく記載してください。
 - ・建築関係以外の仕事に就いていた場合でも、記載する必要があります。
 - ・無職の場合も無職と記載してください(※極端に短い期間(1年未満)であれば、省略可)。
 - ② 期間の終わりも必ず記載してください。
 - ・〇〇年〇月～〇〇年〇月 もしくは 現在に至る と記入してください。

(3) 第六号書式 誓約書 (ハ)

- ・必ず誓約年月日を記載してください。
- ・個人、法人にかかわらず署名(自署・サイン)及び押印が必要です。
- ・法人の場合、誓約は法人として行う必要があります。
 - ① 印鑑は、設立登記届出印を押印してください。
 - ② 役員全員が記載の事項に該当がないかを、誓約してください。
 - ③ 申請者名欄には、会社の代表者が、代表して署名及び押印してください。
(会社名、代表者役職名、代表者名、設立登記届出印押印)

(4) 定款 (法人のみ 提出は原本証明した定款の写し)

- ・原則として、定款の事業又は目的に建築に係る設計又は施工監理が掲げられていることが必要です。
ただし、土木工事一般、建設工事一般、総合建設業等が掲げられている場合は建築に係る設計又は施工監理が含まれているものとみなします。
- ・定款に不備のある場合で、株主総会の決議を要する等のために変更が遅れるときは、定款を変更する意思を記載した文書を現行の定款に添付し、後日変更した定款を必ず提出してください。
- ・定款の写しには必ず原本証明をしてください。
- ・原本証明とは、「定款の写しに相違ない」旨を表記し、日付、会社名、代表者役職名、代表者名を記入の上、設立登記届出印を押印してください。
- ・定款に変更があった場合は、
 - 原始定款と株主総会の議事録に原本証明を添付。又は、定款を変更あるいは更新して原本証明を添付のうえ提出してください。

【原本証明の例】

当社の現行定款の写しに相違ありません。

平成〇年〇月〇日

株式会社 □□

代表取締役 ○○○○ (印)

(5) 登記事項証明書の写し (法人のみ)

- ・新規及び更新時に必ず添付が必要です。
- ・謄本は法務局発行から3ヶ月以内としてください。

(6) 管理建築士講習の修了証の写し (管理建築士が受講した法第24条第2項に規定する講習)

- ・講習の修了証を添付してください。

※法施行前に行われた「みなし講習」を受講された方については、20年12月に「管理建築士講習修了証」が送付されておりますので、その写しを添付してください。

(7) 申請書の返付先

- ・登録済みの記載を行った申請書副本を郵送により返付する場合に必要な欄です。返付先の住所、氏名及び郵便番号を記載してください。

5 登録申請手数料

- ・下記金額について、現金持参、又は金融機関で下記口座へ振込みで納入してください。
なお、振込みに要する費用は、登録申請者の負担となります。

一級建築士事務所 15,000円 二級建築士事務所 10,000円 木造建築士事務所 10,000円
振込口座 金融機関名 「第四銀行 白山支店」
預金種別 「普通預金」 口座番号 「1636907」
口座名義 「一般社団法人新潟県建築士事務所協会」
振込金受領書(振込金受取書)またはATM利用明細書等の写しを申請書(第一面)の裏に貼付
(注意) 新潟県収入証紙では、手数料の支払いはできません。

6 管理建築士の専任制

- ・建築士事務所は、それぞれ専任の建築士が管理しなければなりません。同一の管理建築士が2つ以上の建築士事務所を管理することはできませんのでご注意ください。

7 第12号様式 登録事項変更届

- (1) 登録申請書記載事項の変更の場合(除く：所属建築士の変更)は、変更が生じた日から2週間以内に
- (2) 所属建築士の変更の場合は3ヶ月以内に
- (3) 「登録事項変更届」を一般社団法人新潟県建築士事務所協会に1部提出してください。
- (4) 「登録事項変更届」の記載方法

- ①「建築士事務所登録変更届」書式は、変更の報告をする項目の「変更」欄の「有」を○で囲み、従前事項と変更後の事項の両方を記載してください。変更の無い項目は「無」を○で囲み、従前事項は空欄のままにしてください。
- ②法人の役員の変更、所属建築士の変更は、「建築士事務所登録変更届」書式の該当項目の「変更」欄の「有」を○で囲み、併せて別紙1又は別紙2に記載してください。
- ③別紙1(役員名簿)は、法人の役員に変更があった場合に記載してください。
- ④別紙2(所属建築士変更事項)は、表の「1」に新たに所属建築士となった者を、「2」に現在の所属建築士と所属を外れた建築士を記載します。

注1. 個人建築士事務所の場合、登録申請者の変更は出来ません。(氏名の変更を除く)

注2. 代表者が変更した場合の変更届は、変更後の代表者名で届出を提出してください。

	登録事項の変更内容	変更届	略歴書	誓約書	謄本※1	添付書類	
①	建築士事務所名称	○	—	—	—		
②	建築士事務所所在地	○	—	—	—		
③	登録申請者	商号(法人)	○	○	○	定款※2	
④		所在地(法人)	○	—	—	○	
⑤		代表者(法人)	○	○	○	○	別紙1 略歴書(口)
⑥		役員(法人)	○	—	—	○	別紙1
⑦		氏名(個人) ※改姓・改名のみ可	○	—	○	—	戸籍謄本
⑧		所在地(個人)	○	—	—	—	
⑨	管理建築士	替わった場合	○	○	—	—	管理建築士講習修了証の写 別紙2 略歴書(口)の2
		改姓・改名の場合	○	—	—	—	戸籍謄本は、建築士会の変更手続き済みの場合不要
⑩	所属建築士の変更	○	—	—	—	別紙2	

※1 ここでいう「謄本」とは、登記事項証明書を指します。

※2 定款は、変更済みであることを確認してください。変更前の場合で急を要する時は、旧定款に変更を決定した内容を掲載する総会等の議事録写しを添付してください。